

# 西宮市給食施設指導実施要綱

## (目的)

第1 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号)第18条第1項第2号に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設(以下「給食施設」という。)に、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について、必要な援助及び指導を行うことにより、喫食者の健康増進を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2 実施主体は西宮市保健所とする。

## (実施担当者)

第3 実施担当者は、西宮市保健所健康増進課の栄養指導員(健康増進法第19条)とする。

## (対象)

第4 対象給食施設及び対象者は次のとおりとする。

### 1 対象給食施設

健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第5条に基づく施設(以下「特定給食施設」)及び「その他の給食施設」

#### (1) 特定給食施設

特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設

#### (2) その他の給食施設

食品衛生法第68条第3項に基づき、特定多数人に対して、継続的に1回20食以上の食事を供給する施設

### 2 対象者

対象施設の施設長・給食管理者・管理栄養士・栄養士・調理師等給食関係者

## (実施内容)

第5 実施内容は、次のとおりとする。

- 1 特定給食施設の届出及び対象施設状況等の把握
- 2 管理栄養士並びに栄養士配置の促進
- 3 報告の受理
- 4 関係機関等との連携
- 5 給食施設協議会の組織化及び育成強化
- 6 喫食者等に対する健康・栄養教育の実施

## (実施方法)

第6 実施方法は次のとおりとする。

- 1 健康増進法第18条第1項第2号、第22条、第24条の規定に基づき、対象施設か

ら定期的に報告を求め、その結果をもとに指導を行う。

- 2 年間計画に従って計画的に個別巡回指導を行い、必要に応じて研修会や講演会等の集団指導を行う。
- 3 医療監視(病院)、実地指導(介護老人保健施設)等は、関連機関と合同で個別指導を行う。

(細則)

第7 この要綱に定めるもののほか、給食施設指導について必要な事項は、「西宮市給食施設指導指針」(別添)に定めるものとする。

付則

- 1 この要綱は、平成15年9月15日から施行する。  
この要綱は、平成21年4月1日から実施する。  
この要綱は、平成22年4月1日から実施する。  
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。  
この要綱は、令和3年6月1日から実施する。